

公安委員会	平成29年度犯罪被害者等施策	平成30年6月7日
説明資料No. 1	(犯罪被害者白書) (案)について	給与厚生課

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で13回目。国家公安委員会・警察庁としては3回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 年次報告

第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況について、5つの重点課題ごとに紹介。

第1章 損害回復・経済的支援等への取組(2頁～)

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(20頁～)

第3章 刑事手続への関与拡充への取組(48頁～)

第4章 支援等のための体制整備への取組(60頁～)

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(96頁～)

(2) コラム

○ 犯給制度の充実(8頁)

○ 子供の性被害防止プラン(28頁)

○ 性犯罪に対処するための刑法の一部改正(55頁)

○ 性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入(81項)

○ 犯罪被害類型別調査(85頁)

○ 犯罪被害者週間の実施(100頁) 等

(3) 基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料として、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体における取組状況等を掲載。

3 今後の予定

平成30年6月15日 閣議決定・国会提出

1 録音・録画制度の施行に備えるための試行

- 平成28年10月から、録音・録画制度の施行に備えるための試行を実施しているところ、平成29年度中の録音・録画制度対象事件等に係る事件のうち、録音・録画実施件数は3,077件であり、実施率は96.2%であった。

年度	対象事件等検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件当たりの回数)	1事件当たりの 録音・録画時間
平成21年度	4,025	358 (8.9%)	358 (1.0回)	14分
平成22年度	3,880	359 (9.3%)	359 (1.0回)	15分
平成23年度	3,403	1,118 (32.9%)	1,125 (1.0回)	17分
平成24年度	3,415	2,637 (77.2%)	4,172 (1.6回)	44分
平成25年度	3,315	3,105 (93.7%)	8,693 (2.8回)	3時間07分
平成26年度	3,341	2,877 (86.1%)	24,316 (8.5回)	14時間00分
平成27年度	3,217	2,936 (91.3%)	35,117 (12.0回)	21時間02分
平成28年度	3,194	3,028 (94.8%)	39,609 (13.1回)	24時間29分
平成29年度	3,197	3,077 (96.2%)	39,906 (13.0回)	24時間41分

試行の実施状況

制度対象事件等 検挙件数	録音・録画 実施件数	全過程実施件数	一部不実施件数	全部不実施件数
3,197	3,077	2,618	459	120

不実施の内訳(複数計上あり)

例外事由の適用				その他
機器の故障等	録音・録画の拒否等	指定暴力団員に係る事件	加害等のおそれ	
81	178	114	3	223

2 知的障害等を有する被疑者に係る試行

- 平成29年度中の知的障害等を有する被疑者に係る事件のうち、録音・録画実施件数は3,958件であり、実施率は99.9%であった。

年度	対象事件検挙件数	録音・録画実施件数 (実施率)	録音・録画実施回数 (1事件当たりの回数)	1事件当たりの 録音・録画時間
平成24年度	938	872 (93.0%)	1,625 (1.9回)	56分
平成25年度	1,174	1,151 (98.0%)	2,622 (2.3回)	2時間11分
平成26年度	1,137	1,129 (99.3%)	4,689 (4.2回)	6時間30分
平成27年度	1,278	1,249 (97.7%)	6,800 (5.4回)	9時間00分
平成28年度	3,412	3,399 (99.6%)	20,799 (6.1回)	11時間03分
平成29年度	3,960	3,958 (99.9%)	24,726 (6.2回)	11時間14分

1 規制改革推進に関する答申について

6月4日、規制改革推進会議（議長：大田弘子（政策大学院大学教授））において規制改革推進に関する第3次答申が取りまとめられ内閣総理大臣に提出された。この答申に基づき近日中に政府の規制改革実施計画が閣議決定される予定。

2 規制改革推進に関する答申の概要（警察庁主管部分）

(1) 犯罪収益移転防止法の手続関係

ア 法人の本人確認書類の追加

法人の取引時確認の方法について、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された法人登記情報を印刷したものが本人確認書類として十分な証明力を有するか否かを検討し、結論を得る。 【平成30年度検討・結論】

イ 100%子会社との取引に係る確認義務の緩和

貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。

【平成30年度検討、平成31年度結論】

ウ 店頭商品デリバティブ取引に係る取引時確認の見直し

特定通信手段を利用した店頭商品デリバティブ取引に関し、簡素な顧客管理を行うことを許容することについて、これまで行ってきた検討をもとに、結論を得る。 【平成30年度検討・結論】

(2) 大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し

駆動補助機付乳母車について、他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができる基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる。

【平成30年度検討開始、平成31年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

(3) 地方における規制改革（自動車保管場所証明申請等の手続関係）

他の都道府県の様式でも申請等を受け付けること等について都道府県警察に通知を発出するとともに、OSSが全都道府県警察で早急に導入されるよう助言する。 【平成30年措置等】

3 今後の予定

6月中旬頃 規制改革実施計画の閣議決定

1 自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）は、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

同法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関して講ずべき必要な措置について定める自転車活用推進計画の策定に向けた作業が進められていたところ、この度、国土交通省において、パブリックコメント等を経て最終案が取りまとめられた。

2 自転車活用推進計画（案）の概要

(1) 目標

- ① 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ② サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ③ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ④ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(2) 実施すべき施策（警察庁関係部分）

○ 目標1関係

- ・ 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備
- ・ 違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

○ 目標4関係

- ・ 自転車の点検整備を促進するための広報啓発
- ・ 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
- ・ 自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施

3 今後の予定

6月8日 自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）決定
同日 閣議決定

1 改正道路交通法の概要（平成29年3月12日から施行）

(1) 高齢運転者対策関係

- 認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査の実施。
- 認知機能検査で第1分類とされた者に対する医師の診断の実施。
- 臨時認知機能検査の結果が、直近の検査の結果よりも低くなっていた場合、臨時高齢者講習を実施。また、高齢者講習の内容を見直し、認知機能検査で第1・2分類とされた者に個人指導を実施するなど、講習を高度化（3時間）。第3分類とされた者は、講習を合理化（2時間）。

(2) 免許区分の見直し関係

準中型自動車免許（受験資格：18歳以上 「準中型自動車」：車両総重量3.5～7.5トン）の新設。

2 施行状況（平成30年3月末）

(1) 高齢運転者対策関係

- 認知機能検査受検者：2,105,477人（うち臨時検査分：130,574人）
（内訳 第1分類：57,099人、第2分類：553,810人、第3分類：1,494,568人）
- 医師の診断書提出者数：16,470人
⇒免許取消し等：1,892人、継続：13,063人（うち一定期間後の診断書提出9,563人）
- 高齢者講習受講者数（新制度下）：1,901,778人（うち臨時講習分10,467人）

(2) 免許区分の見直し関係

準中型自動車免許取得者数：16,494人

（内訳 18歳：9,252人、19歳：1,501人、20歳以上：5,741人）

3 今後の方針

- 高齢運転者による交通事故の防止に資するべく、引き続き、改正道路交通法の円滑な施行を図るとともに、その施行状況も踏まえながら、更なる対策に向けた検討を進める。

【参考】 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議（第6回）を
6月13日（水）に開催予定

- 準中型免許の新設に伴い、いわゆる種別外無免許運転を防止するため、関係機関等と連携し、更なる広報啓発を行う。